

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設
2	対象税目	(地方税1)(法人事業税:義) <b>〔新設〕</b> 拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(以下「機構」という。)について、平成30年4月1日から平成48年3月31日(株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成27年法律第35号)で定める保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限)までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令(昭和57年政令第40号)で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす特例措置の新設を要望するもの。</p> <p>《関係条項》</p> <p>地方税法第72条の12第1項第1号ロ</p>
4	担当部局	総務省国際戦略局 国際政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度～平成47年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	平成30年度～平成47年度(機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限まで)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>機構を活用し、我が国の事業者蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与する。</p> <p>具体的には、「インフラシステム輸出戦略(平成29年度改訂版)」において、官民連携の下で「我が国企業が2020年に約30兆円のインフラシステムを受注する」ことが目標として掲げられ、「世界の膨大なインフラ需要等に対応し、(中略)日本企業の受注・参入を一層後押しするため、今後5年間の目標として、インフラ分野に対して約2,000億ドルの資金等を供給する」(質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ)や「ベンチャー企業や地域経済を支える民間事業者が参加する事業に対するJICT(注:機構の略称)の資金供給を拡大するための仕組みを検討」(インフラシステム輸出戦略(平成29年度改訂版))とされていることを踏まえ、今般の租税特別措置により機構の税負担を軽減し、それらを原資として支援対象や規模の拡充を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ インフラシステム輸出戦略(平成29年5月29日 経協インフラ戦略会議決定)</li> <li>■ 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ(平成28年5月23日総理発表)</li> <li>■ 未来投資戦略2017(平成29年6月9日 閣議決定)</li> <li>■ 経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太の方針)(平成29年6月9日 閣議決定)</li> <li>■ 未来への投資を実現する経済対策(平成28年8月2日 閣議決定)</li> </ul>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	平成30年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V. 情報通信(ICT政策) 6. ICT分野における国際戦略の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>機構を活用し、通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に掲げるインフラ分野に対する資金等供給額2,000億ドルの達成に貢献するとともに、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与する。</p> <p>具体的には、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」において決定したKPI(民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果(2.0倍以上)、海外市場への参入促進(平均2社/件以上)等)を各事業年度(平成47年度まで)で確実に達成することにより、地域経済の好循環を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>機構が、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給等の支援を行うに当たっては、財務大臣から都度出資を受け、機構の資本金に繰り入れることで必要な財源を確保することになっている。このため、支援を行うごとに資本金が増加し、資本金に課税される法人事業税の税額も同時に増加する構造となっている。よって、機構が、法令で定められた目的を達するため、我が国事業者への支援を実施するたびに税負担が増大し、本来であれば、我が国事業者への支援に供される資金が税の支払に費やされることになる。</p> <p>以上のとおり、機構がその業務を遂行するに当たり多額の資本割が課されれば、機構の財務基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を創設することが機構の業務遂行上必要不可欠である。</p> <p>本措置を講ずることにより、機構の税負担を軽減し、支援対象や規模の拡充を図ることにより、「租税特別措置等により達成しようとする目標」の達成に寄与する。</p>
9	有効性等	① 適用数等	適用数:機構1件のみ(平成47年度まで) 適用額:27,907百万円(平成30年度) 53,107百万円(平成31年度)
		② 減収額	<p>機構の財政投融资計画に基づき、平成30年度及び平成31年度の減収額を次のとおり推計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成30年度: 146百万円 <ul style="list-style-type: none"> <li>①特例措置適用前 資本金額29,907百万円×税率0.525%=157百万円</li> <li>②特例措置適用後 資本金額 2,000百万円×税率0.525%= 11百万円</li> <li>③減収額 ①-②=146百万円</li> </ul> </li> <li>• 平成31年度: 278百万円 <ul style="list-style-type: none"> <li>①特例措置適用前 資本金額55,107百万円×税率0.525%=289百万円</li> <li>②特例措置適用後 資本金額 2,000百万円×税率0.525%= 11百万円</li> <li>③減収額 ①-②=278百万円</li> </ul> </li> </ul> <p>機構に対して新たに産業投資が行われた場合、同産業投資額が資本金額に加算されるため、平成32年度以降の減収額は平成31年度と同等以上と推計される。</p>
		③ 効果・税収減是認効	《効果》 146百万円(平成30年度の場合)の負担減により、機構は同金額を通信・放

		果	<p>送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援に活用することが可能となる。</p> <p>機構の出融資が民間からの出融資の呼び水となり、減収額を上回る(最大で336百万円)民間からの出融資機会が創出される見込み。</p> <p>(算出根拠)</p> $146 \times 2.3^{*} = 336 \text{ 百万円}$ <p>※機構の民間資金の呼び水効果は2.3倍(=機構・金融機関等からの出融資額(17,070百万円)÷機構の出融資額(7,308百万円))(平成29年3月時点の実績)であるため、全体として機構の支援額の2.3倍の案件形成が見込まれる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>本措置を講ずることにより、機構の税負担が軽減されて我が国事業者への支援の原資となる資金が新たに確保(最大で336百万円の出融資機会が創出)されることから、我が国事業者の海外展開が促進され、事業規模の拡大や収益性の向上、地域経済の好循環の実現が期待される。</p> <p>実際に機構の設立により、日本製品の納入や販路拡大を実現しており、地域経済の活性化に貢献している。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置を講ずることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減税され、賃借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資等で手当てするよりも執行コストが少なく妥当である。</p> <p>なお、機構と類似の官民ファンド(株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構及び株式会社民間資金等活用事業推進機構)では、既に同様の特例措置を受けている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>同一の目的であるほかの措置はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置を講ずることにより、我が国事業者の海外展開が促進され、新たなビジネス機会の獲得による事業規模の拡大や収益性の向上が実現し、地域経済好循環や地域活性化が達成される。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—